



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*58 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則
(行政経営改革室)

○ 正誤

平成21年3月27日付け和歌山県報号外(3)和歌山県規則
第13号中

規 則

和歌山県規則第58号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第219条第1項の表中「海草振興局健康福祉部長」を「技術職員である海草振興局健康福祉部副部長」に、「海草振興局健康福祉部副部長」を「事務職員である海草振興局健康福祉部副部長」に、「技術吏員」を「技術職員」に、「事務吏員」を「事務職員」に改める。

第220条第2項中「吏員」を「職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

正 誤

平成21年3月27日付け和歌山県報号外(3)和歌山県規則
第13号中

ページ	段	誤	正
12	左	表中	表中「技術吏員である海草振興局健康福祉部副部長」を「海草振興局健康福祉部長」に、「事務吏員である海草振興局健康福祉部副部長」を「海草振興局健康福祉部副部長」に、